⑷　Qualifications for the participating in the tendering procedures : A

⑸　Time limit of tender : By 13 : 30　10th July 2019.

⑹　Contact point for the notice : Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association, 6―11―1　Roppongi,　Minato-ku,　Tokyo 106―8401 Japan Tel 03―3591―5251

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年５月21日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長　吉岡　幹夫

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　鷹ノ巣道路１号橋梁上部工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　新潟県岩船郡関川村大内渕地先

⑷　工事内容

鋼３径間連続箱桁橋　橋長Ｌ＝190.0m

工場製作工

桁・検査路製作　1,000ｔ

工場塗装工　3,400㎡

輸送工　１式

検査路工　１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和４年２月28日まで

⑹　工事の実施形態

１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。

２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

３）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に承諾願を提出すること。

４）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

５）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、受注者の希望により、単価等を個別に合意する方式（以下、「単価個別合意方式」という。）又は単価を包括的に合意する方式（以下、「包括的単価個別合意方式」という。）を選択できるものとし、包括的単価個別合意方式を選択する場合は、契約締結後、契約担当課から送付される「包括的単価個別合意方式希望書」を契約締結後14日以内に契約担当課へ提出すること。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「包括的単価個別合意方式」にて行うものとする。

６）本工事は、週休２日の取り組みを希望することができる試行工事（受注者希望方式：工程調整標準型）である。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における平成31・32年度一般競争参加資格者で鋼橋上部工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成16年度以降に元請けとして完成した下記①から③の要件を満たす製作の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体にあっては全ての構成員が下記の施工実績を有していること。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

①　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

②　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。

但し、鋼床版鈑桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

③　最大支間長が25m以上であること。

但し、①から③は同一工事であること。

⑸　国土交通省地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）発注の平成28・29年度に完成した鋼橋上部工事の工事成績表定点で60点未満を２件以上有しないものであること。

⑹　建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を本工事に配置できること。

ただし、配置予定の主任（監理）技術者は、現場施工期間中に専任で配置できること。また、配置予定の主任（監理）技術者は、工場製作期間と現場施工期間において同一の技術者でなくてもよいが、同一の技術者でない場合は、それぞれの技術者が基準を満たすこと。ただし、現場施工期間の技術者は、下記２）の施工経験は必要としない。

なお、本工事における現場施工期間（検査路工）は、令和３年11月から12月中旬を予定している。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成16年度以降に、元請けとして完成した上記⑷に掲げる要件を満たす製作の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記⑷に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記５⑶１）の申請書の提出期限日までの期間が１年を経過していること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものを対象とする。）。

⑾　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）